

**令和 5 年度  
堺市上下水道局内部統制評価報告書**

**令和 6 年 7 月**

# 令和5年度堺市上下水道局内部統制評価報告書

堺市上下水道事業管理者 森 功一は、地方自治法第150条第4項の規定を踏まえ、令和5年度の内部統制の整備及び運用状況について評価を行い、報告書を作成しました。なお、この報告書は、同条第5項の規定による監査委員の審査の対象ではありません。

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

内部統制とは、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保するための取組で、業務に組み込まれ、組織内の全ての者により遂行され、また、継続的に見直しを行いながら構築していくものです。

上下水道局は、地方自治法第150条は適用されませんが、同条第1項の規定を踏まえ、令和2年4月1日付けで「堺市上下水道局内部統制に関する方針」を策定し、上下水道事業管理者の担任する事務のうち、財務に関する事務及び情報管理に関する事務その他の上下水道局における全ての事務事業を内部統制の対象とする事務（以下「対象事務」という。）として、体制の整備及び運用を行っております。

## 2 評価手続

### (1) 概要

令和5年4月1日から令和6年3月31日までを評価対象期間とし、令和6年3月31日を評価基準日として、対象事務について、局内全体と業務レベルの内部統制の評価を実施しました。

なお、以下の記述中、特に記載のない限り、組織名や例規等の検討資料は令和6年3月31日現在のものを指します。

### (2) 評価方法

#### ア 局内全体の内部統制の評価

局内全体の内部統制の評価については、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省。以下「総務省ガイドライン」という。）の評価項目を参照し、内部統制の基本的要素ごとに設けた評価項目について、条例、規程、マニュアル等の検証資料に基づき、評価部署（上下水道局 サービス推進部 事業サポート課）による独立的評価（独立した部署での評価）として確認を行い、対象事務に係る不備の有無を把握することにより、内部統制が有効に整備又は運用されていたかを評価しました。

#### イ 業務レベルの内部統制の評価

業務レベルの内部統制の評価については、まず、各課において、リスクの発生を防止するための対応策を整備の上、事務の適正な執行が確保されていたかの自己点検及び自己評価を行いました。

その上で、これらの各課の自己評価結果や各種資料に基づき、評価部署において、対象事務に係る不備の有無を把握し、不備が発生した場合に是正及び改善が適切に実施されていたかなどの観点から、内部統制が有効に整備又は運用されていたか、独立的評価を行い

ました。

### (3) 有効性の評価

対象事務について、評価対象期間の最終日である評価基準日において整備上の不備（内部統制が存在しないもの、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができないもの等）又は評価対象期間において運用上の不備（整備された内部統制が適切に守られていないもの）が存在する場合に、内部統制は有効に整備又は運用されていないものと判断するものです。

なお、総務省ガイドラインでは、内部統制の不備のうち、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものや実際に生じさせたものが存在した場合に、有効でないと判断し、内部統制評価報告書に記載することとされていますが、堺市上下水道局では、これに限ることなく内部統制の有効性を評価することとし、「4 不備の是正に関する事項」として不備の概要をまとめて記載しています。

## 3 評価結果

上記の評価手続に基づいて局内全体の内部統制の評価と業務レベルの内部統制の評価を実施し、内部統制の有効性について下記のとおり判断しました。

### (1) 局内全体の評価

内部統制の各基本的要素（①統制環境、②リスクの評価と対応、③統制活動、④情報と伝達、⑤モニタリング、⑥ICTへの対応）ごとに設けた評価項目について、次表に記載する主な検証資料に基づいて確認を行ったところ、対象事務に係る不備は把握されなかったため、内部統制は有効に整備及び運用されていたと判断しました。

評価項目	主な検証資料
① 統制環境	
1-1 事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを示しているか。	・堺市上下水道局内部統制に関する方針 ・堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）
1-2 組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市職員力・組織力向上基本方針 ・不祥事根絶に向けた職員行動方針
1-3 行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	・堺市職員及び組織の活性化に関する条例 ・堺市上下水道局職員の懲戒処分の基準に関する規程（平成25年上下水道局管理規程第11号）
2-1 内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	・堺市上下水道局事務分掌規程（昭和40年水道事業所管理規程第2号）

2-2 内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局事務分掌規程</li> <li>・ 堺市上下水道局決裁規程（昭和 43 年水道局管理規程第 11 号）</li> </ul>
3-1 内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員力・組織力向上基本方針</li> <li>・ 研修計画</li> </ul>
3-2 職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図り、逸脱に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人事評価の評価項目（能力評価基準表）</li> </ul>
<b>② リスクの評価と対応</b>	
4-1 個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）</li> </ul>
4-2 リスクの評価と対応のプロセスを明示し、それによってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市内部統制取組マニュアル</li> </ul>
5-1 各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>
5-2 識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 (1) リスクが過去に経験したものであるか否か、局内全体のものであるか否かを分類する。 (2) リスクを質的及び量的（発生可能性と影響度）な重要性によって分析する。 (3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う。 (4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>
5-3 リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討し、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク一覧表</li> </ul>

<p>6-1 本市において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定し、不正を適時に発見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員及び組織の活性化に関する条例</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱（平成16年制定）</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領（平成16年制定）</li> <li>・ 不祥事根絶に向けた職員行動方針</li> </ul>
<p>③ 統制活動</p>	
<p>7-1 リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各課の自己評価報告書</li> </ul>
<p>7-2 各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点検項目一覧表</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>8-1 内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。</p> <p>(1) 権限と責任の明確化</p> <p>(2) 職務の分離</p> <p>(3) 適時かつ適切な承認</p> <p>(4) 業務の結果の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局事務分掌規程</li> <li>・ 堺市上下水道局決裁規程</li> <li>・ 各種業務マニュアル</li> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>8-2 内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評価及び必要に応じた是正措置を行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
<p>④ 情報と伝達</p>	
<p>9-1 必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市上下水道局文書規程（平成21年上下水道局管理規程第5号）</li> <li>・ 文書事務の手引</li> <li>・ 堺市広報広聴委員等設置規程（平成13年庁達第22号）</li> <li>・ 堺市上下水道局広報企画委員会要綱（昭和61年制定）</li> <li>・ 広報媒体マニュアル</li> <li>・ 堺市ホームページ作成マニュアル</li> <li>・ 堺市上下水道局ホームページ運用ルール</li> </ul>
<p>9-2 必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広聴事務マニュアル</li> <li>・ 堺市市政への提案箱制度要綱（平成15年制定）</li> </ul>

9-3 住民の情報を含む、個人情報等について、適切に管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）</li> <li>・ 個人情報取扱事務届出</li> <li>・ 堺市上下水道局個人情報の適正管理に関する要綱（平成19年制定）</li> </ul>
10-1 作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営幹部会議、五部会議、管理職全体会議</li> <li>・ 庁内LAN（デジタルサイネージ、職員情報共有のページ、電子メール等）</li> <li>・ 広聴事務マニュアル</li> </ul>
10-2 組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築し、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱</li> <li>・ 堺市職員の公正な職務の確保に関する要綱事務処理要領</li> <li>・ 堺市行政機関に対してなされた公益通報等の処理等に関する要綱（平成19年制定）</li> </ul>
<b>⑤ モニタリング</b>	
11-1 内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施し、それに基づく内部統制の是正及び改善等を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> </ul>
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスク評価シート</li> <li>・ 内部統制評価報告書</li> <li>・ 監査結果報告、監査結果に基づく措置通知書</li> </ul>
<b>⑥ ICTへの対応</b>	
12-1 組織を取り巻くICT環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 堺市ICT戦略</li> <li>・ 堺市IT調達ガイドライン</li> </ul>
12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分なICTの程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシー</li> <li>・ 自作システム管理ガイドライン</li> </ul>
12-3 ICTの全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシー</li> <li>・ 堺市IT調達ガイドライン</li> </ul>

<p>12-4 ICTの業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報セキュリティポリシー</li> <li>・ 堺市ISMS、同マニュアル</li> </ul>
---	---

(2) 業務レベルの内部統制の評価

各課における不備を記録したリスク評価シートの内容や記録されていない不備の有無等については、各種資料に基づき不備の発生状況の点検を行ったところ、整備上の不備は見当たらず、有効に整備されていたものと判断しました。

一方、評価対象期間において対象事務に係る運用上の不備が次項の表のとおり 17 件把握されたことから、内部統制の一部は有効に運用されていなかったものと判断しました。

なお、推進部署（上下水道局 サービス推進部 事業サポート課）が特に重点的に点検が必要なものとして指定したリスクの点検結果は、下記のとおりです。

ア 「契約の不履行」について、各課が所管する委託契約の調査を実施した結果、3 件の不備がありました。

イ 「現金、切手等の紛失、盗難、私的流用、不適切な管理」について、現金出納簿、切手等受払簿などの帳簿類の調査を実施した結果、不備は見当たりませんでした。

ウ 「固定資産台帳の記載漏れ、記載誤り」について、各課において現況調査を行うこととしており、土地、建物、構築物、機械及び装置については、5 年以内の期間を設けて調査することとしていますが、調査の結果 2 件の不備がありました。

4 不備の是正に関する事項

内部統制の評価手続により把握した業務レベルの内部統制における運用上の不備については、適宜、是正措置及び改善策が講じられており、適切に対応しているものと判断しました。

大分類	小分類	件数	不備の内容	是正及び改善措置の内容
1 予算執行	1 予算執行	0	-	-
2 収入	1 調定	2	<p>上下水道の無届工事・無届使用を把握したにもかかわらず、速やかに適切な事務処理が行われず、水道料金等の調定・徴収を行っていませんでした。</p>	<p>上下水道の無届工事・無届使用を把握した場合の初動対応及び事後管理についてマニュアルを整備し、不正常給水装置管理台帳を作成して対応の進捗管理を行うこととした。また、関係各課で構成する不正常給水装置対策検討会議を毎月開催し、対応状況を共有する</p>

			こととした。	
		下水道の使用開始届があつたにもかかわらず、料金システムへの登録が漏れており、使用料の徴収が約1年遅れた。	下水道使用開始届が提出された後、その原本を一元的に管理し、その後の処理状況を複数人で管理するよう事務フローを見直した。	
	2 徴収	1	水道管破損に伴う受取損害賠償金について、積算誤りにより、過大に受領した。	図面と積算書の照合及び2次検算者の追加配置等を定めた積算・検算実施手順を新たに作成し周知した。
	3 納入通知	1	賃貸している土地の賃借料について、納付書の送付が遅れたことにより、収納が約2か月遅延した。	年間の請求の予定を係内で共有し、担当者及び係長の複数で確認することとした。
	4 収入	0	—	—
	5 債権管理	1	弁護士に回収を委託した未収金について、局及び弁護士への二重払いがなかったにもかかわらず、二重払いがあったものと誤解し、支払者に誤って返金した。	弁護士に対して、局に直接入金があったことを通知する際は、水道料金等管理システム上の収納情報（収納日、収納金額及び収納場所）の確認を徹底するよう、マニュアルに追記した。
3 支出	1 契約の締結	2	年度をまたいで手続が必要な委託業務において、見積書及び請書の提出を受けず、支出負担行為の事務処理を怠ったまま契約を行った。	年度をまたいで事務手続が必要な業務のリストを、進捗状況が分かるように改善し、グループ内で研修を行った。
			年度をまたいで手続が必要な委託業務において、支出負担行為の事務処理を怠ったまま契約を行った。	課内研修を実施し事務ルールの周知徹底を行った。また、課全体で委託業務リストを作成し進捗管理を徹底した。
	2 契約の履行の確保	1	水道メーター取替え等業務の不履行により、1,325個	検定満期到来予定管理表により組織的にメーター

			の水道メーターについて検 定有効期間内に取替えが行 われていなかった。また、 業務履行期間満了時におい て、15,142個の水道メータ ーの取替えが行われていな かった。	の有効期間を管理するこ ととした。また、受託業 者から「未取替現況報告 書」の提出を受けること により施工数管理を行う こととした。
	3 支払	1	委託業務において、Web上 で発行された請求書に気が 付かず、約2か月間支払い の遅延が生じた。	業務管理書兼引継書によ る業務引継ぎを徹底し、 また、支出計画表を作成 して、支出の進捗管理を 行うこととした。
	4 補助金の交付	0	—	—
4 現金、切手等	1 現金、切手等	0	—	—
	2 公金外現金	0	—	—
5 資産	1 公有財産	3	固定資産(建物、機械等6 件)について、適正な除却 処理を行っていなかった。	固定資産の処分リスト及 び除却一覧表を作成し、 工事担当課と施設所管課 の双方で固定資産台帳と 突合することとした。 固定資産取得報告書の備 考欄に設置場所や仕様な どを具体的に記載して、 確実に調査することとし た。
			他局に所管換えを行った土 地について、適正な所管替 手続及び除却処理を行って いなかった。	事案を組織内で共有し、 所管換え等により固定資 産を処分する場合は、適 正な手続を行うよう注意 喚起した。
			市長事務部局が所管する土 地を上下水道局が所管する 土地であると誤認して占用 許可を行っていた。	占用許可の際は、現地を 訪問し、現場の状況と固 定資産台帳を突き合わせ て対象財産の確認を徹底 することとした。
	2 物品	0	—	—

6 情報管理	1 個人情報の管理	2	水道料金収納等の受託業者が、給水停止の解除に伴う現地集金時において、当該滞納者に対し、同じ集合住宅の他の滞納者に係る料金を誤って徴収し、当該他の滞納者を名宛人とする領収書を誤って交付した。	受託業者に対し、現地集金の際のダブルチェック、集金用端末への手順シールの貼付、マニュアルの充実化、従事者への再発防止策の浸透等を指示した。
			水道メーター検針等の受託業者が、検針票（11件分）を誤って別の利用者のポストに投函した。	受託業者に対し、研修の充実、マニュアルの拡充、抜き打ちの現場同行・マニュアルの理解度テスト等のセルフモニタリングの強化を指示した。
	2 機密情報の管理	0	—	—
	3 情報の発信	0	—	—
7 例規	1 規定整備	0	—	—
8 文書	1 文書管理	2	水道メーターの取替期間を誤って記載した案内はがきを約2,700件送付した。	メーターの取替指示書に記載している件数と、印刷後の案内はがきの枚数を複数人でチェックすることとした。 メーターの取替指示書に記載の対象者情報と、案内はがきに記載されている対象者情報を複数人で照合検査（抽出）することとした。 廃棄予定の案内はがきは、保管容器にその旨を明記し、保管場所の分別を徹底することとした。
			市民からの問合せメールに対し、決裁を得た内容と異なる内容の回答を誤ってメールで送信した。	メールによる回答文等について、送付前に二重チェックを行うこととした。また、決裁過程で不要となったデータは、フ

				フォルダを分けて管理することとした。
	2 公印管理	0	—	—
9 ICT	1 システム	0	—	—
10 その他	99 その他	1	水道メーター検針等の受託業者から、給水管のクロスコネクションの発見報告を受けていながら、局内で適正な引継ぎがなされず、対応が遅れた。	クロスコネクション発見時の対応フローを見直し、初動体制を適正・迅速化した。 また、クロスコネクションに関する意識向上のための研修を実施し、初動対応に関する訓練を実施した。
合 計		17		

※ 上記の表は、対象事務について、堺市上下水道局が想定したリスクをまとめたリスク一覧表の分類ごとに作成したものです。

#### 5 配水管布設工事等における不適切事案について

令和3年度に施工した「浅香山町3丁ほか配水管布設工事」及び令和4年度に施工した「浅香山町3丁ほか舗装道路本復旧工事」において、不適切な契約・対応を行っていたことが判明したことを受け、令和5年7月14日に堺市上下水道局組織改革等推進委員会を設置し、不適切な職務遂行が起きた原因や問題点等を検証し、再発防止に取り組みました。

本件は、決裁権者への説明を意図的に行わなかった等によるもので、内部統制の対象とならないものと考えますが、本事案の発生を踏まえ、下記の再発防止策を講じました。詳細は、堺市上下水道局のホームページに掲載しています。

ホームページの URL <https://water.city.sakai.lg.jp/about/soshikikaikaku/3357.html>

問題点	再発防止策
工事契約において、工事の円滑な実施を優先し、契約金額の減額を抑えるために、本来適用すべきではない補正割増し係数を適用した。	設計変更業務における体制強化、不当要求等への対応体制の構築、不当要求等対応マニュアルの整理、関係団体や事業者への報告及び協力要請、組織のガバナンスや職員の意識・知識の向上等の取組を実施した。
公文書公開請求に対し、本来行うべき範囲を超えて黒塗りをして公開した。	管理職を対象とした意識変革の外部研修及び全職員を対象とした行政手続き・コンプライアンス等の基礎研修を実施した。

6 「地質調査業務の入札時における予定価格等の算定誤り」及び「水道メーター検針・料金収納等業務委託業者の元従業員による加入金等の着服」について

令和6年度に入り、下記の2件の不祥事案が発生しました。これらに対して、それぞれ対策チームを設置し、再発防止等に取り組みます。

事案	概要
地質調査業務の入札時における予定価格等の算定誤り	地質調査業務の予定価格及び最低制限価格を算定する際に誤りがあり、これらにより最低制限価格が本来よりも低い価格に設定されたため、正しい最低制限価格では落札候補者とならない業者と契約した。
水道メーター検針・料金収納等業務委託業者の元従業員による加入金等の着服	水道メーター検針・料金収納等業務の委託業者において、元従業員1名が給水装置工事に係る加入金、設計審査手数料及び工事検査手数料を上下水道局庁舎窓口にて着服していた。

令和6年7月27日 堺市上下水道事業管理者 森 功 一